

輪島市監査公表第 8 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、
同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 26 年 1 月 27 日

輪島市監査委員 渕 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年1月16日（木） 教育委員会文化課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回あらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○1,000人が歌う「能登の第九」まだら公演2013が、今年度は、輪島市文化会館で開催された。それぞれの地域に根付いた伝統芸能の豊かさを感じ取ったひとときであり、輪島市大屋小・七尾市小丸山小・保育園の子どもたちも練習の成果を披露するなど盛大な様子が伺われた。今後においても、まだら文化の保存・伝統継承の意識向上に努めていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

○備品台帳について

角海家の収蔵物については、専門家に調査委託し計画的に整備を進めている現況である。外部委託に頼ることなく、備品の価値等に拘らず備品台帳の整備に努め管理されたい。